平成２２年（フ）第１６５５号
仙台市若林区沖野６丁目８番13―202号
債務者　武士れい子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０４号
仙台市宮城野区新田２丁目５番１号　アミューズシバタＢ―201
債務者　本間　和夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３２号
仙台市太白区中田町字境36番地の13
債務者　樋口　明美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５３号
仙台市太白区袋原４丁目33番16号
債務者　小笠原ヒテ子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７３号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3481―160、住民票上の住所茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3481番地
債務者　木村　敏子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７７号
茨城県水戸市見川３丁目1109番地　県営西妻アパート６棟103号
債務者　軍司　佳則
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９４号
茨城県ひたちなか市牛久保２丁目１番29号　ポートインモリタ101
債務者　松浦　正美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７００号
茨城県水戸市河和田２丁目2232番地の２　市営河和田住宅52―３棟402号
債務者　渡邉　智美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７０４号
茨城県鉾田市札166番地２
債務者　林　　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１７号
茨城県小美玉市野田1404番地１
債務者　吉澤由美子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７２７号
茨城県那珂市菅谷4434番地３
債務者　鈴木　俊彦
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３０号
茨城県筑西市西方1644番地18　鈴木テナント２、前住所茨城県つくば市手子生910番地２
債務者　岡田　房江
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５７０号
金沢市長町３丁目13番６号
債務者　中村　久枝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２５号
京都市右京区西院日照町72番地　大晋メゾネ西院ノ森706号室
債務者　武部　　遼
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６７号
京都市山科区日ノ岡石塚町25番地17
債務者　髙塚　映彦
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７１号
京都市西京区樫原久保町33番地１　ドミール久保201号
債務者　小林　一紀
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５４号
京都市左京区一乗寺下り松町58番地１　ビューフォート103
債務者　大原　千里
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１０号
京都市右京区龍安寺五反田町19番地
債務者　水間　明美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係